

## 座談会

# グローバルな視点から見た税制改革

### 出席者



内田 良一 (うちだ りょういち)

三菱商事(株)  
コントローラーオフィス税務チームリーダー



梅野 順義 (うめの のぶよし)

伊藤忠商事(株)  
常務執行役員経理部長



榎 正博 (えのき まさひろ)

丸紅(株)  
経理部副部長



神作 守男 (かんさく もりお)

(株)日商岩井総合研究所  
首席エコノミスト



中村 仁 (なかむら まこと)

住友商事(株)  
主計部長



司会

稲垣 恒夫 (いながき つねお)

(社)日本貿易会  
理事・企画グループ担当



稲垣 日本貿易会は9月20日、政府税制調査会、経済産業省、財務省をはじめ関係先へ、「平成15年度税制改正に関する要望」(以下「平成15年度要望」)を提出する。同「要望」とも関連し、本日は「グローバルな視点から見た税制改革」について、制度の細部にとらわれることなく、大所高所からお話しいただきたい。

## 1. 日本を取り巻く経済環境と税制

稲垣 最近の税制改革論議は、政府、自民党、経済財政諮問会議などで議論が錯綜している。このようななかで、経済財政諮問会議で議論され、6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」では、「税制の3原則」への認識を「公平・中立・簡素」から「公正・活力・簡素」へ改めると述べている。

梅野 経済財政諮問会議の答申で述べられている理念はもっともな内容である。けれどもも現在、日本経済の状況は厳しく、不良債権の発生、金融不安、リストラによる雇用不安等から消費手控え等による経済停滞が長期に続

いている。現在の状況にあっては、税制も積極的的刺激策による景気回復を主眼に置くべきである。

商社業界との関連においては、第1に国際競争力の強化が必要である。日本企業が国際競争力を持たなければ、日本は国と国との競争に勝てない。国際課税における税制上の「不備」の是正は「平成15年度要望」でも第一に掲げている。

第2に、税制全体のバランスを見直すなかで法人税の実効税率の引き下げが必要である。

第3に、商社は多くの業界と関係があり、多くのヒト、モノ、カネが動く仕組みによって、経済活動は活発化する。設備投資、流通の促進のため、IT設備投資優遇、住宅や不動産の流通税軽減、証券取引を促進するための税制整備等が必要である。

一方、日本が少子高齢化社会に向かうなかで、バブル期にあつてすら財政収支は赤字であったが、現在、不均衡は一層拡大している。国民が国の将来へ不安を持っていれば、消費の拡大にはつながらない。財政均衡のためには歳入の見直しが必要である。「長期持続可能な税制構造」をめざしていかなければならない。この点については後ほどまた触れたい。

神作 今、なぜ税制改革が必要なのか、ここで改めて整理しておきたい。第1に、国内では高度成長の終焉、少子高齢化の進行、国際面ではボーダーレス化、グローバル化の進展など、国内外に急激な環境変化が起こり、これに税制が合わなくなってきたことが挙げられる。各種の所得控除や租税特別措置等により、課税ベースが侵食され、国民にとって不公正で複雑な税体系となっていることもある。

第2は経済活性化の観点である。長期不況の中で、金融・財政政策など有効需要に働きかける従来型のマクロ経済政策の限界が明らかになってきた。このため、サプライサイドから税制改革を有力な政策手段として積極的に活用し、経済活力の再生につなげることが求められている。そうした意味でも、従来の経緯にとらわれず、抜本的な税制改革を実行する必要がある。

税制改革で重点を置かなければならないのは、法人の税負担の軽減である。日本の法人税の実効税率は、下がってきたとは言え40.87%（政府税制調査会）と、国際的にみて割高な水準となっている。

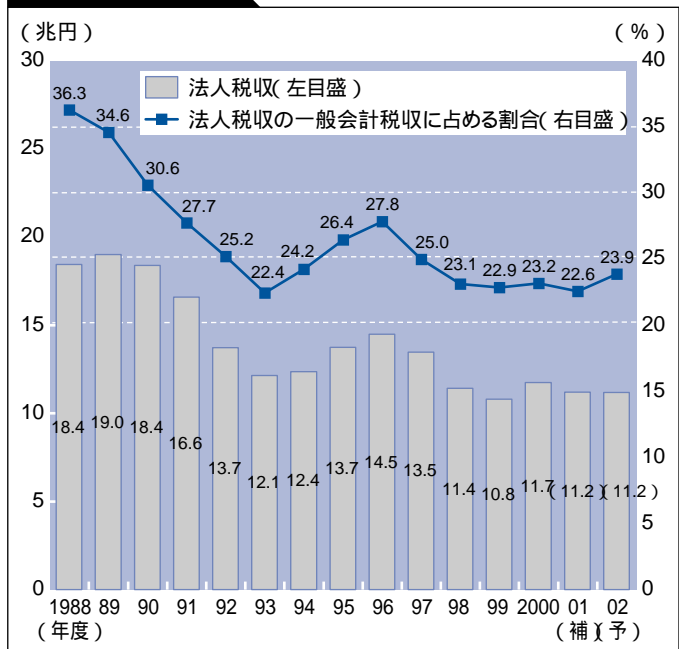
法人税減税は世界的な流れである。アジアでは、中国への資本流出に危機感を募らせるシンガポールが、法人税率を2001年に25.5%から24.5%へ引き下げ、さらに2004年には20%まで引き下げを急いでいる。また、欧州諸国でも、ドイツ、英国、フランスなどで引き下げの方向にあり、特にドイツでは、主要先進國中、最低レベルまで引き下げている。グローバル化した世界の中で、企業が国・地域を選ぶ大競争時代に入り、税制が一国の競争力

を左右するようになっている。わが国でも地方税を含めた法人税制の引き下げを真剣に検討すべき時期がきている。これによってわが国の企業活力、国際競争力を回復していかなければならない。

また、国際競争力強化の観点からは、外国税額控除制度、タックスヘイブン対策税制など国際課税制度の見直しも課題となっている。わが国の企業が国際競争上、不利となっている税制を改正することは、貿易業界だけでなく、他の業界にとっても重要である。

ただし、注意しなければならないのはわが国の財政事情である。不況により企業税収が減少する一方で、これまでの景気対策のツケもあって、財政収支は著しく悪化している。政府は2010年のプライマリー・バランス均衡を目標に掲げているが、達成は容易ではない。この間、少子高齢化が進み、社会福祉関係費の増加、年金財源の確保等が問題となる中で、経済活性化のための減税にはおのずから限界

法人税収の推移



(注) 2000年度までは決算額、2001年度は補正後予算額、2002年度は予算額による

(出所) 財務省資料

がある。将来的には、直間比率の是正、消費税率の引き上げも課題になってくるだろう。

悪化した財政のもとで、財政規律を保ちながら、どのように財源を捻出し、どのような形で税制改革を進めていくかは極めて難しい問題である。税制改革は、社会保障制度も含め、行財政改革と一体で行わなければ、単なるつじつま合わせに終わってしまう。いずれにしても、日本経済再生のためには避けて通れない道であり、歳出構造の抜本的な見直しなど、政府が進める構造改革と一体で取り組むことが重要である。

中村 少し違った切り口から話したい。私はさまざまな場で、税制改正における視点として次の2点を主張している。第1は、長期の視点を持っているか、つまり経済の安定成長を促進せしめるものか、第2は、国際的な視点を持っているか、つまり税制が国際競争力を持っているかである。これらの視点により、企業は活性化し、競争力を維持できると考えている。

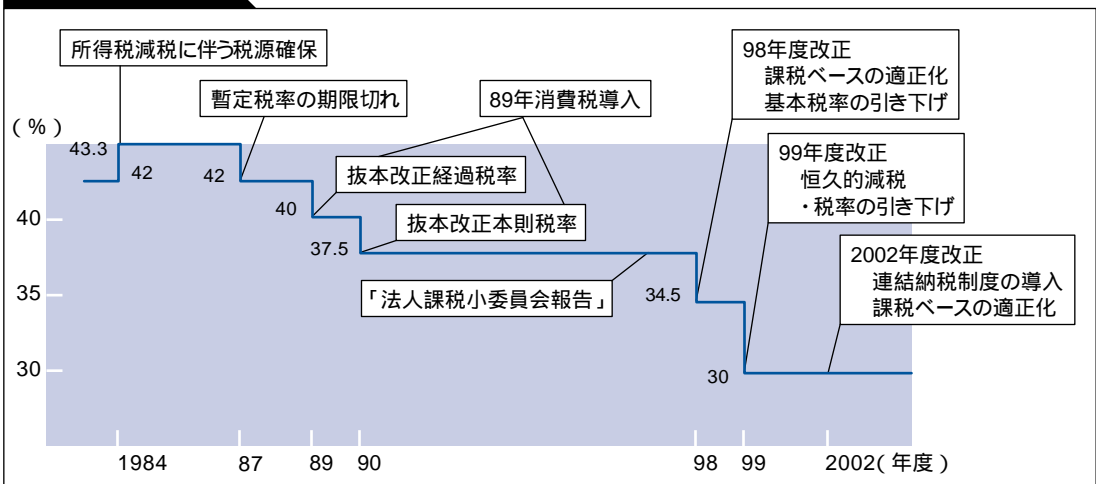
しかし、ここ数年の税制改正では、政府は税収確保、財政収支均衡にこだわりすぎている。税収を考える前に、税の使い方を見直す

ことが必要である。サラリーマンの確定申告が不要であるのも一因だが、納税者によるチェック機能が働かないため、歳出削減、行革の議論があいまいになり、良い議論が行われても実行に移されない仕組みは問題である。

内田 政府が財政均衡をめざし、税収確保を優先させるのは一面では当然のことであるが、今日の税制改正議論からは、抜本改革をめざす政府側の意気込みが伝わってこない。今回の税制改革は、1949年のシャープ勧告以来ほぼ50年ぶりの抜本的改革をめざしたはずだが、税収確保にとらわれて、経済活性化に向けた改革論とかみあった議論になっていない。今回の税制改正にあたって、政府は経済活性化をどこまで本気で考えているのか。国際競争力の向上、対日投資の促進等の議論は煮詰まっていない。

榎 長期的観点に立って考えれば、神作さんの指摘されたように、歳入と歳出のバランスを取りながら、活力を生み出す税制を追求していくこととなる。しかし現在、日本はデフレが進行している状況である。小泉首相が掲げた国債発行30兆円の枠組みは、まず枠組み

### 法人税率の推移



(注) 法人基本税率  
(出所) 財務省資料

ありきで、これを崩してまで積極的な政策に取り組む姿勢は見えない。経済は冬の時代であり、ようやくエンジンがかかり、アイドリングをしている状況である。アクセルをふかしていないとエンジンは止まってしまう。確かにこれまでも、大規模な財政出動をしても景気は回復してこなかったが、多少回復したところで安心して政策を転換してしまった面も否めないのではないか。輸出により景気は上向いてはいるが、さらに積極的な政策がなければ、本格的な景気回復は無理である。このような状況では将来の財政問題も解決しない。効果的な先行減税、財政出動なども含めて検討していかなければならない。

## 2. 税制改革

### (1) 企業の重い負担

梅野 神作さんが指摘されたとおり、日本の法人実効税率は40.87%であり、アジア並みとまでは無理にしても、せめて欧州並みに引き

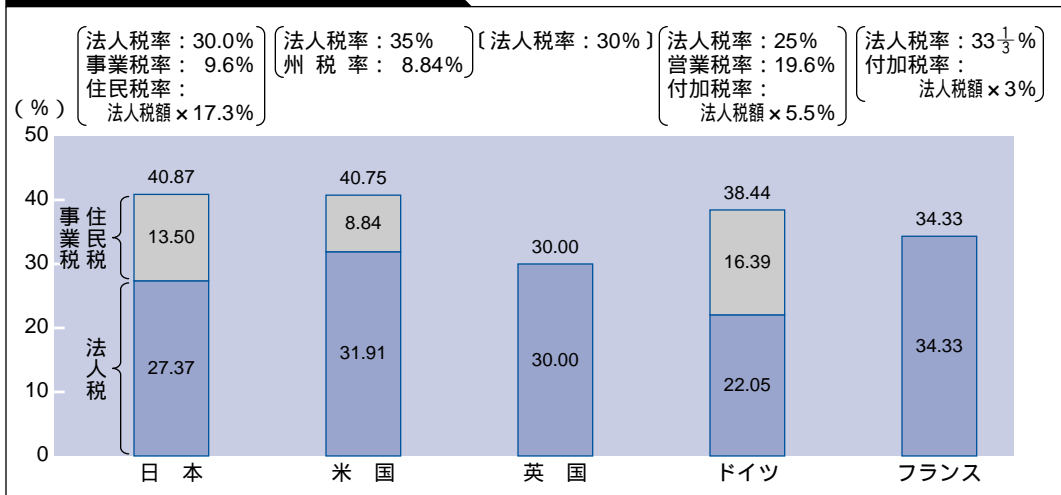
下げられなければ、日本は外国企業にとって魅力ある国とはいえない。

また日本の外国税額控除、タックスヘイブン税制は、国際競争力の確保以前に、むしろハンディとなっている。「平成15年度要望」ではタックスヘイブン税制について、益金のみでなく、損金も合算し、課税対象とすることを主張している。このような税制の「不備」を改善していくための要望であるため、ぜひ実現してほしい。

稲垣 当会経理委員会22社の外国税額控除限度超過額の失効額を試算したところ、2001年度で計74億円にも上る。

榎 連結財務諸表上の「税引前当期純利益」に対する「法人税等」で見た実効税率は、欧米で約3割だが、日本では5割と言われ、非常に高い。一方で日本は、連結納税制度が今年からようやく導入されるようになったばかりであり、また日本の欠損金の繰越控除の期間が非常に短いほか、先ほど挙げられた外国税

主要国の法人所得課税の実効税率



(注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整したうえで、「法人税」、「法人住民税」、「法人事業税」の税率を合計  
 2. 米国の「地方税」は、カリフォルニア州（州法人税）の例  
 3. 日本は2002年9月、諸外国については2002年1月現在  
 (出所) 財務省資料

額控除制度の問題などが複雑に絡み合い、先に述べた損益計算上の実効税率でも、国際的に見てハンディを負っている。

また、税務面のみでなく会計面においても、商法上で単体決算が求められているため、例えば、親会社が配当原資の確保等のために関係会社から配当させると、追加の税負担が発生するなどの問題もある。これらの制度を見直していかなければ、日本企業の競争力は高められない。

中村 支払税額（＝実効税率による税額－減税等による税額控除額）の課税所得に対する割合、つまり実質税負担率を見ても日本は非常に高い。また、税収全体に占める法人税の比率が高い。日本はいつまでも法人税収に頼っているから法人税率を下げられない。

日本の企業はいつまでも国内にとどまっているわけではない。企業が国を選択する時代である。日本にとってはアジアが一番近い。このままの状態であれば、日本企業はさらにアジアへ出て行くことになるだろう。

梅野 ソフト、ハードとも社会インフラは東京に集中しているなどの事情もあり、実質的な利便性が重要である。極端に言えば、アイルランドの税率が16%であってもなかなか出ては行かない。社会コストの高い日本においては、税率を一概に20%へ引き下げればよいという問題でもない。

中村 そうは言っても、税率40%はあまりに高い。

稲垣 先ほど榎さんから、税の制度上の問題点の指摘があった。また実効税率は、政府税制調査会が日本で40.87%、米国で40.75%と試算、経済産業大臣が日本で47.1%、米国で33.6%等と試算し、数値もさまざまだが、いずれにしても商社は外国でさまざまな活動を展

開するうえでハンディキャップを負っている。

## (2) 税のバランス

神作 日本は諸外国と比べると、法人税負担が重い一方で、家計や個人の税負担は相対的に軽い。換言すれば、法人が重い税を負担することで、家計や個人の税負担を軽減する構造になっており、税のバランスという角度から見ると不健全な構造である。経済財政諮問会議の民間議員は、法人税の税率引き下げも含めて、実効税率を少なくとも5%程度引き下げる必要があると主張している。

少子高齢化社会を前に、税収確保のためには、国際的に見て高い最低課税限度額の引き下げや、消費税率引き上げなども課題となる。そういった中で国民の負担をどこまで求めていくのか、グランド・デザインを描いていかなければならないが、今の税制の議論にはそうした視点は全く見られない。国民に不人気となる議論を避けていけば、税制改革の全体像は見えてこない。雇用環境も悪化している中、そのようなことでは国民の不安も拭い去れず、消費・投資にかかっている重石を外すこともできない。

中村 そのような議論は、まず予算ありきの考え方ではなく、政策の議論から始めなければ出てこない。このような政策を取り、このように福祉に使うなどの枠組みが示されれば、納税者も納得できる。

神作 政府税制調査会の意見等は税収確保のみに目が向いており、まさに「税の論理」一辺倒という感じがする。

内田 法人税、消費税等の税源配分の見直しにおいては、誰が、どのような形で、どの程度負担すべきかという議論がまず必要である。わが国の法人税の実効税率が高いのにはそれなりの背景、歴史があり、政府の諮問機関な

どで根本的に見直すことが必要である。

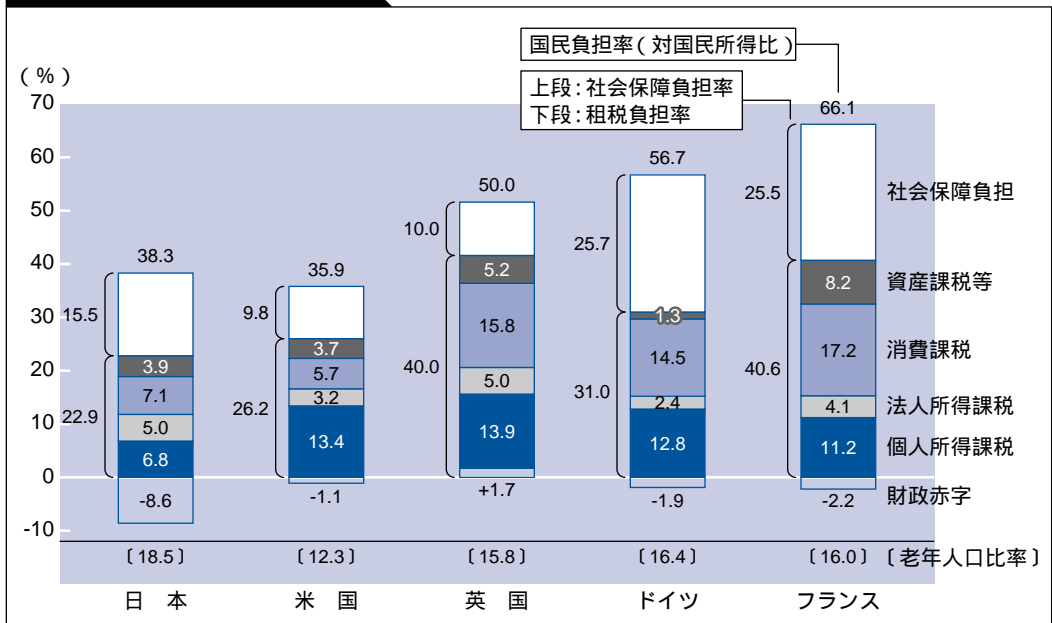
梅野 税制改革の視点からは法人と個人の課税のバランス、また所得・消費・資産に対する課税のバランスが取れているかを監視する機能が必要である。成熟した社会の中において、社会のインフラコストをもう少し個人が負担する方向で考えるべきである。先進諸国のなかでも日本は個人の負担率が低く、個人の所得・消費・資産への課税をバランスの取れた形で増やしていかなければならない。個人の考え方やライフスタイルに合わせて社会コストを負担する仕組みであれば、国民も納得して税金を払い、一方で使い道についても監視が行き届く。つまり、お金持ちがたくさん消費すれば、消費税もたくさん納める、そのような仕組みづくりである。また法人の実

効税率引き下げは、経済活性化により個人の所得を増やし、個人消費につながっていくであろう。

内田 現在のように経済が停滞し、高度成長が見込めない状況下では、税制の機能が所得再配分から応益負担に変化しなくては、法人、個人ともに納得感は高まらない。

榎 従来は、法律をどのように見直してほしいかというだけの「税制改正」の議論であった。今年はこのような時期であり、「税制改革」の視点に立った議論が必要であったかもしれないが、業界団体である日本貿易会の性格上、やむを得ないことではないか。

主要国の国民負担率の内訳



(注) 1. 日本は2002年度当初予算ベース  
 2. 日本以外は、「Revenue Statistics 1965 - 2000(OECD)」および「National Accounts(OECD)」で、米国は97年、その他の国は99年  
 3. 租税負担率は国税および地方税合計の数値、また所得課税には資産性所得を含む  
 4. 財政赤字の国民所得比は、日本および米国については一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベース  
 5. 老年人口比率は、日本については2002年、その他の国は2000年

(出所) 財務省資料

### 3. 「平成15年度税制改正に関する要望」

#### (1) 外形標準課税

稲垣 日本貿易会「平成15年度要望」は限られた内容だが、どのように評価されているか。まず、応益課税の観点から、外形標準課税についてはいかがか。

内田 外形標準課税は、資本や給与、支払利子、賃貸料等が課税標準とされる制度である。大きな資本や多くの従業員を使って利益を上げている企業の負担が大きくなる。日本貿易会経理委員会22社における外形標準課税制度導入による税負担増は、2001年度で137億円と試算される。一方でベンチャー企業など、小さな資本、少ない従業員で大きな利益を上げている企業にはメリットがあろう。

さらに、日本に投資する外国企業の場合には、所得に課される税ではないため外国税額控除の対象にならず、対日投資促進にもつながりにくい。

神作 総務省案では、所得部分と外形標準部分の課税を半々としている。さらに所得に係る税率は2分の1へ引き下げ4.8%としているが、外形標準部分の税率の取り方によって負担は大きく変わる。税率いかなでは、黒字企業にとって税負担が減る可能性もある。しかし総務省案のように、雇用や資本金を外形標準とすれば弊害が大きく、このような形での導入には反対と言わざるを得ない。

梅野 公共サービスへの対価を負担し合うのは当然である。また収益を上げれば負担も小さくなるため、努力すれば報われるという考え方は評価できる、しかし、金融機関、商社など、信用に重きを置き、自己資本の充実に努

めている特定の業界が不利益を被る仕組みには反対せざるを得ない。外形標準課税については、将来にわたって、応益課税として導入していかなければならない制度である。しかしながら、現在の総務省案による資本金課税方式には、日本貿易会としても賛成しかねる。

神作 企業の7割は今、赤字法人であり、納税していない。また個人で見ても4分の1は納税していない。これは税の空洞化の端的な表れである。こうしたことを考えると、応益課税として広く薄く課税する制度はあっても良いと思う。ただ、外形標準課税制度を導入する場合には、何を外形標準とするのか慎重に検討する必要がある。

中村 地方税に広く薄く負担を求める理念は理解できる。

内田 外形標準課税は、法人税の実効税率の引き下げを目的とするのではなく、地方行政サービスに対する応益課税としてどのように認識するのか、という切り口から検討する必要がある。

榎 しかし、応益課税などという本来の趣旨から離れ、マクロで見た企業の税負担は変わらないのに、見かけ上の実効税率を下げるための外形標準課税導入という考え方も見え隠れするため、このような議論には断固として反対すべきである。

神作 ちなみに経済同友会は、応益課税として、外形標準課税の代わりに法人住民税の均等割を倍増することを提案している。

#### (2) 経営形態の変化への対応 連結納税制度

中村 日本貿易会は長年にわたり、連結納税制度の導入を要望してきた。本年度からの導入がようやく決定されたことは評価したいが、



連結グループ内の法人宛て寄付金の全額損金不算入など非常に使いにくい、硬直的な制度となっている。連結納税制度がどうあるべきかについて納得できるまで議論すべきであるのに、今回の制度導入にあたっては、付加税とは別に、課税ベースの拡大と称して、連結納税とは関係のない部分で増税するなどが優先されたのは問題である。

内田 連結納税制度は本来、企業の税負担を軽減するために導入されたはずだが、一方で税収減対策として、連結納税制度の採用のいかにかわらず、企業が一律に税負担増となる制度が併せて導入された。例えば、受取配当金の益金不算入制度に関しては、益金不算入額が縮小される。日本貿易会経理委員会22社への影響額を、2001年度実績に基づいて試算したところ、計60億円以上の税負担増となることが判明した。

受取配当の益金不算入制度は、配当を支払う法人の段階で、原資となる所得にはすでに法人税が課されているため、配当を受け取る法人の段階では非課税とすることにより、二重課税を排除する制度である。したがって、益金不算入割合が引き下げられれば二重課税が拡大し、企業の投資活動は阻害される。

また、株式等の取得・保有のための負債利子とは認められない支払利子（特定利子：社債利子等）は控除負債利子から除外されていた（＝特定利子規定）が、今回の改正でこれが廃止された。その結果、益金不算入枠が縮小されることとなり、多額の取引資金を調達している商社業界にとっては、極めて大きな税負担増を強いられる

こととなった。一方で、商社業界と同様に影響が大きい金融、損保業界の場合には一定の緩和措置が取られた。

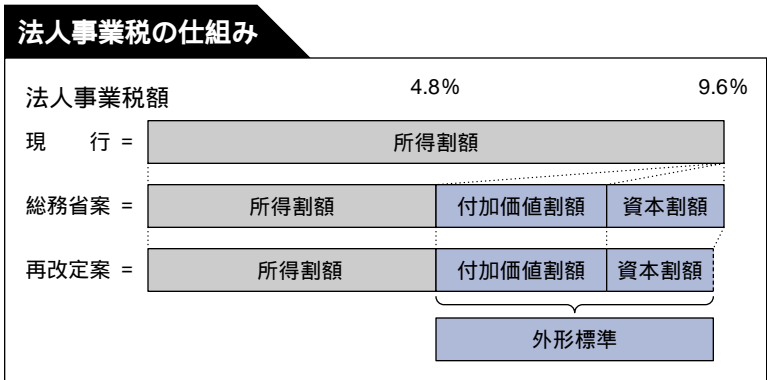
梅野 商社業界だけが取り残されている。

内田 商社業界としては大きな税負担増となる今回の変更に対して、益金不算入割合の引き上げや特定利子規定の復活を強く要望していく必要がある。

### （3）企業の体質改善 会計制度と税制

中村 企業の体質改善をバックアップする税制として日本貿易会が要望している、貸倒引当金、有価証券、販売用不動産の減損処理などにおける「会計制度と税制の一致」は、表面的には技術的な問題を取り挙げているように見える。けれどもこれらは、ようやく原資を集め、決算で損失を出しながら、バブルの清算、不良債権の処理を進めても、税務上は損失として認められない、極めて深刻な制度的問題である。日本では、税制が企業の財務体質改善の足を引っ張っている。このため税収も上がらない、さらに企業の体質改善も進まないという悪循環に陥っている。

神作 確かに税制と会計の基準が乖離してい



（注）1. 付加価値割額は、給与、支払利子、賃貸料等への課税額  
 2. 「総務省（改訂）案」は、2003年4月から適用予定  
 3. 「再改定案」では、資本等への課税を、持ち株会社に限って削減  
 （出所）総務省資料等から当会作成

ることは大きな問題である。貸倒損失金の損金算入、不良債権の売却損計上、欠損金の利用制限など、いずれの場合も損金算入が制限ないし否定され、課税所得の計算上、マイナス項目の計上が著しく制限されている。このような制度が、わが国の懸案となっている不良債権問題の解決を阻む一因になっていることは間違いない。

榎 繰延税金資産は、有税で処理され、将来、税金を戻してもらう、つまり企業にとっては債権（資産）である。繰延税金資産は銀行の自己資本のかなりの部分を占めると言われているが、会計上と税務上の処理に乖離が起きている結果、この繰延税金資産が膨らんできているのではないかと考える。これが早期にキャッシュとして戻ってくると、金融環境にも良い影響があるのではないかと。

梅野 「平成15年度要望」でも、国際競争力確保のための税制の不備改善と、グローバル・スタンダードに基づく税務・会計制度の著しい乖離への改善を求めている。ぜひ、実現させていきたい。税制整備は不良債権処理にとっても一助になると言える。

#### (4) 対日投資促進

##### 国内投資環境

稲垣 横原総三菱商事会長はカルロス・ゴーン日産自動車社長ほかの財界人とともに、「対日投資促進フォーラム」を設立し、対日投資の促進を図ろうとしている。商社は関係が深いのではないかと。

神作 日本経済団体連合会（日本経団連）は7月16日、提言「国際投資ルールの構築と国内投資環境の整備を求める」を出している。確かに流通、小売分野の規制緩和は進んできたが、さらなる国内投資環境の整備のためには規制緩和の持続的推進が必要になる。この

ような視点を日本貿易会の要望に取り入れてもよいのではないかと。

内田 日本に海外から投資を引き込むことができれば経済活性化につながるが、税制以外にも人件費、流通などの高コストや各種の規制などさまざまな障害があり、人件費の安いアジアなどへ生産拠点が移っている。水平分業、国際化が進む中では当然の経済行為だが、これによって日本の産業の空洞化が進展している。

これに対しては、日本企業が付加価値の高い高度技術の部分で国際競争力を強化し、空洞化を補うシステムが必要であり、税制は有効な手段として機能する。先ほど挙げられた起業促進税制の整備、カネがスムーズに流れるための金融税制全般の整備等が必要である。

##### ベンチャー支援

稲垣 具体的にはどのような税制が必要か。

内田 日本では、変革をめざして自らリスクを取り、ベンチャー精神を持って起業しても報われない。サポートするシステムが弱い。研究開発促進減税、設備投資促進税制などは、時限立法であれば効果が薄い。中長期的に、継続的に実施しなければ効果が表れにくいことは明らかだが、5年で増減税中立など税収確保に重点を置いた短期的な議論が行われている。目的を明確にし、中長期的視点に立ってシステムを整備していかなければ、わが国の企業や対日投資をめざす外国企業の活動は活発化しない。

稲垣 起業促進税制の、商社へのメリットはどうか。

内田 企業組織再編税制の導入に伴い、商社もビジネス単位で以前より機動的に活動できるようになった。したがって、特に子会社を

展開する局面では、研究開発促進税制、起業促進税制はそれなりのインパクトを持つと思われる。

梅野 起業促進税制は今の日本経済に必要である。特にエンジェルへの優遇措置は広く知らしめて、もっと強化すべきである。個人資産をもっとベンチャー企業等へ向かわせる、リスクを取る者がメリットを得る税制にしていかなければならない。

中村 起業家への投資を促進するとともに、起業家の投資を優遇することも重要である。

神作 現在の起業促進税制のあり方には問題がある。優遇措置の内容が投資家の株式譲渡損の繰り越しと株式譲渡益の圧縮にとどまっており、投資結果だけを重視して、投資誘発効果がないといった批判が多い。また、投資先企業と投資家の要件が限定され、それぞれ行政当局の事前承認が必要となっていることも利用にあたってのネックとなっている。

諸外国の例を見ると、企業への投資促進効果を高めるような工夫が見られる。米国、英国、フランス等では、譲渡損が発生した場合、他の一般所得との損益通算が認められている。また英国、フランスでは、投資した時点で、投資額の一定割合を所得税額から控除することが認められている。日本でも創業期の企業に対して個人が投資した場合、このようなインセンティブを与えることを検討すべきである。また、欠損金の繰越期間についても、現行の5年間だけでは損失を相殺しきれない場合があり、これについても見直しが必要である。

中村 確かに日本ほど欠損金の繰越控除および繰戻還付期間の短い国はない。

内田 米国で導入されているLLC (Limited Liability Company : 有限責任会社)のような、

出資者に所得が帰属する事業形態(パススルー・エンティティー)を導入すれば、起業初期の損失を出資者がタイムリーに取り込むことができ、投資を促進する制度となる。

梅野 「平成15年度要望」においても、欠損金の繰越期間の延長を求めている。新設企業においても優遇措置を取るよう求めることは難しくないと思う。

#### 4. 社内の意識

稲垣 税制は営業担当者にとっても、以前と比べてかなり重要になってきていると思うが、社内の意識はどうか。

中村 外国への投資、外国税額控除の手続きなど、特定の取引、部署においては税の扱いにかなり神経を尖らせており、経理部より詳しい場合もある。また、社内の業績評価も税引後利益で見ることとしたため、営業部隊の意識もおのずから高まっている。

梅野 当社でも業績評価は連結決算で計っている。社内また子会社との間でも税引後利益で見ているため、税制への意識は格段に高まっていると感じている。

内田 企業組織再編税制や連結納税制度等が相次いで導入され、税制への営業現場の意識は高まっている。機動的に対応していかなければ、ダイナミックなビジネス展開ができない状況の下、多くの営業担当者が、以前と比較して、一層熱心に新税制について勉強する姿勢がみられる。先日、社内で企業組織再編税制の講習会が開催された際には、若手から管理職まで応募者が殺到し、対応しきれなかったほどである。

連結納税制度については、最初の申請期限である9月末が迫っていることもあり、社内や

子会社から導入に関する質問がある。これに対しては、導入した場合の付加税や子会社の欠損金消滅など注意すべき点を説明している。

また、外国税額控除制度については、過去に控除枠を縮小させる変更が行われてきた関係で、発生した外国税を全額控除することが

困難になっているため、営業取引を推進する際には、この点についても考慮するよう説明している。いずれにしても、営業現場の税意識は高くなってきていると感じている。

▼ 当社も社内の業績評価は税引後利益で計

**(社)日本貿易会「税制改正に関する要望」において取り上げてきた主な項目**

年度 *1	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03
法人税率引き下げ										
課税ベース適正化										
国際競争力確保										
外国税額控除制度										
タックスヘイブン対策税制										
企業の海外活動支援										
海外投資等損失準備金制度										
累積債務国債権引当金制度										
輸入製品国内市場開拓準備金制度										
輸入促進税制										
外国宛寄付金関連制度										
企業再編支援										
連結納税制度										
会社分割制度関連税制										
株式交換制度関連税制										
ベンチャーキャピタル投資促進税制										
事業税の外形標準課税										
外形標準課税										
企業の体質改善支援										
受取配当金の益金不算入制度										
欠損金の繰越・繰戻制度										
適格退職年金積立金関連税制										
引当金制度										
減価償却制度										
土地税制										
会計制度と税制の整合										
資産価値関連制度										
退職給付費用関連制度										
企業会計基準変更関連税制										
みなし配当課税										
金融証券市場活性化・国際化										
公社債利子源泉課税制度										
有価証券取引税										
取引所税										
民間国内・外債の非居住者非課税制度										
店頭登録株式制度										
CP関連印紙税										
NPO支援税制										
PFI推進税制										

(注) 1. 「03年度」は、「平成15年度(2003年度)税制改正に関する要望」を示す

2. 「国際競争力確保」等の分類は、毎年度必ずしも同じではないため実際の要望と異なる場合がある

っているし、繰延税金資産には金利負担があることもあって、税金の意識はかなり高まっていると感じている。

## 5 . 関係団体との協調

稲垣 日本貿易会が幹事を務める国際課税連絡協議会は、メンバーのうち23団体の連名で「平成15年度税制改正に関する要望」を提出する。他の業界も同じような問題を抱えており、連名要望は商社業界にとってもメリットは大きいと思うが、いかがか。

さらに日本貿易会「平成15年度要望」は日本経団連にも説明し、日本経団連が9月17日に提出している「平成15年度税制改正に関する提言」にも取り入れられている。

中村 関係団体との情報・意見交換は重要だが、要望項目が多い場合、優先順位の議論となることもあり、難しい。

梅野 昨年、私が日本貿易会経理委員長を務め、「平成14年度要望」をとりまとめた際に感じたことは、国際課税制度のようにメカニズムが難解な制度については理解が得難いことから、要望が通りにくいのであれば、類似の他の問題も取り込み、国際課税全体について他団体と協調して要望していく意義は大きいことである。

また、国際課税協議会などの組織は非常に意味がある。例えばシンガポールは、法人税率の引き下げに伴い軽課税国に該当することとなり、タックスヘイブン対策税制が適用されると、同国にある製造子会社に課税問題が発生するなど、製造業でなければ把握しにくい問題である。協調することで、経済産業

省など関係省庁へ要望していくことができる。

## 6 . 国際協調 移転価格税制

内田 国際的な観点から見れば、多国間でグループ企業間の取引価格操作を防止する移転価格税制は重要である。タイ、マレーシア等でも移転価格税制が厳しく運用される方向にあり、国家間でタイムリーに対応しなければ二重課税の生じる恐れがある。

また、特に最近では、ネットワークを通じた電子商取引（e-Commerce）が拡大しており、国際的な租税制度の整備が必要である。例えば、サーバーに関しては、PE（Permanent Establishment：恒久的施設）として課税対象となるか否かは、OECDモデルでも位置付けが定まっていない。

中村 中国でも移転価格税制の執行が強化されている。社内で開催した中国税制セミナーには予想以上の参加者があり、非常に関心が高かった。国際間の二重課税の排除は、商社にとってまさに死活問題であり、税制整備が強く望まれる。

内田 税制は政策の重要な位置を占める。企業の努力だけでは国際競争力の強化やわが国の経済活性化は実現され難く、制度整備がぜひとも必要である。政府はこの点を十分認識して税制改革議論を進めてほしい。

稲垣 皆さまのご意見も踏まえ、日本貿易会の要望もできるだけ実現していただくよう尽力していきたい。本日はお忙しいところをありがとうございました。

（9月17日 日本貿易会会議室にて開催）